

6 合併をする場合

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます(法33)。

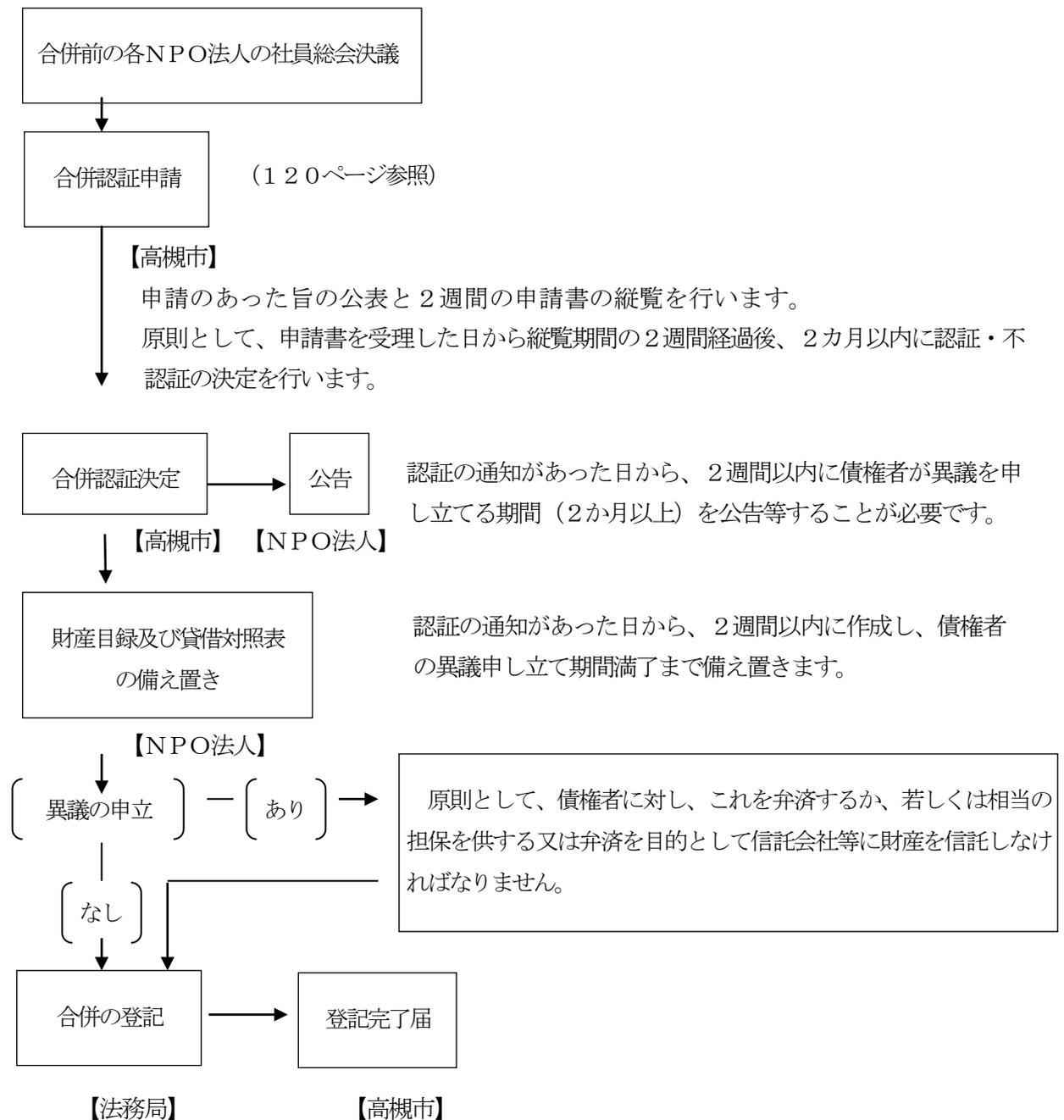
NPO法人が合併する場合は、合併後のNPO法人の事務所の所在する都道府県知事の認証を受けなければなりません。

高槻市長の認証を受けるときは、合併により設立する又は合併により存続するNPO法人の事務所が高槻市内のみである場合に限られます。

合併の認証に伴う手続については、原則として設立認証手続に準じて行います。

なお認定、特例認定NPO法人と合併する場合は認定、特例認定NPO法人の手引（大阪府発行）を参照してください。

[手続の流れ]



1部提出

特定非営利活動法人合併認証申請書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

申請者 合併の認証を受けようとする
特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地

合併する前の法人の連名で
申請してください。

合併の認証を受けようとする
特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第4項の規定により、次のとおり申請します。

合併により存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係る事項	名 称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	その他の事務所がない場合は、空欄のままとしてください。
	その他の事務所の所在地	定款の目的（定款例では第3条）を省略せずに全文記載してください。 例:この法人は、……を目的とする。
定款に記載された目的		
添付書類	1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（1部） （次の書類は、合併により存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係るものを添付すること。） 2 定款（2部） 3 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）（2部） 4 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部） 5 各役員の住所又は居所を証する書面（1部） 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（1部） 7 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部） 8 合併趣旨書（2部） 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部） 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部） （備考）法とは、特定非営利活動促進法をいう。	

【その他】

- ① 添付書類のうち、「合併の議決をした社員総会の議事録の謄本」は、合併前の各NPO法人に関するものとなります。それ以外の書類は、合併後のNPO法人に関する書類となります。
- ② その他、添付書類等については設立認証申請を参照してください。